

債務者に事前連絡するなど、全ての案件について管理を強化した。
納期限までに納付されなかつた場合には、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づき、速やかに督促状を発付するとともに、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める様式に準じた延滞債権管理簿を作成し、延滞債権の適正な管理に努める。
監査対象機関 農政部 農村振興課
監査対象期間 令和元年度

監査実施日	監査の結果	講じた措置
1件 (支出1) 令和2年7月28日、8月27日	1) (発生原因の検証結果) 費補助金について、補助事業の実績報告書は既概算払額と同額で期限までに提出され受領しているが、額の確定が行われていなかつた。	1) (発生原因の検証結果) 担当職員の認識不足により、市町村に対する額確定事務が行われていなかつた。また、担当者の事務処理状況について、課長補佐等が行う進捗管理が十分ではなかつた。 (今後の対応策等) 該当する5市町に対し、額の確定通知を発出した。 再発防止のため、課内で研修を行い補助金併せて、事務手続の進捗を確認する一覧表(進捗管理表)を作成し担当課長補佐等が定期的に確認しており、今後も業務の進捗管理を徹底する。

監査対象機関	農政部 中北農務事務所	監査の結果	講じた措置
監査対象期間 令和元年度	監査実施日 令和2年4月21日～23日、6月4日	1件 (收入1、財産1) 工事契約解除に伴う前払金返還利息 令和元年度分 先数 1件 29,672円	1) (発生原因の検証結果) 収入について、次のとおり収入未済があつた。 2) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 93筆 合計 163筆 (指掌事項) 2件 (収入1、契約 (重点事項)) 1) 1) 賃入について、次のとおり収入未済があつた。 工事請負契約公正入札違約金 令和元年度分 先数 1件 51,679,600円 (指掌事項) 2件 (収入1、契約 (重点事項)) 1) 1) (発生原因の検証結果) 県東地域の入札競合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課罰金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を調定したもの。 納定期までに納付がなかつたため督促状を送付したが、現在も納付に至っていない。 (今後の対応策等) 全ての相手方が民事調停を申し立てているため、今後は司法手続きにおいて債権回収に努めていく。 2) (発生原因の検証結果)

務委託契約書及び農業農村整備事業標準規範システム関連機器等の借入・保守業務委託契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託者は、業務に係る情報セキュリティに責任を有する者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかつた。
今後は、契約時に必要な書類に漏れが生じないよう、事務処理の徹底や複数での確認等、チェック体制を強化し再発防止に努める。
担当職員が、各契約書の内容を熟知しておらず、また、チェック機能も働いていないからことから、情報セキュリティ責任者に関する報告書の徵取を怠ってしまった。 (今後の対応策等) 直ちに2件の契約者に連絡、報告書を徵した。

監査対象機関	農政部 農地課	監査の結果	講じた措置
監査対象期間 令和元年度	監査実施日 令和2年7月28日、8月27日	1) (発生原因の検証結果) 過年度未登記地について、管内市町に譲与するところが原則となつて協議を進めている。 ・過年度未登記地について、土地改良事業完了後、施設や用地は市町村に譲与することが原則となつてのことから、管内市町が譲与を受けよう協議を進めている。 ・令和元年度分は20筆を処理しており、今後も引き続き登記申請を行い、今年度末までに未登記の解消を図っていく。	・新たな未登記が発生しないように、計画的段階から権利関係者への働きかけや情報収集を積極的に行い、現年度の登記を確実に実施する。 ・過年度未登記地について、土地改良事業完了後、施設や用地は市町村に譲与することが原則となつてのことから、管内市町が譲与を受けよう協議を進めている。 ・令和元年度分は20筆を処理しており、今後も引き続き登記申請を行い、今年度末までに未登記の解消を図っていく。

監査対象機関	農改部 賦東農務事務所
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年4月20日～21日、6月10日
監査の結果	講じた措置
(指掌事項) 2件(収入1、財産1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	
工事請負契約公正入札違約金 過年度分 170,819,506円 合和元年度分 333,504,260円 合計 先発 27件 504,323,766円	1) (発生原因の検証結果) 岐東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約納款に基づき公正入札違約金を調定したもの。 納定期までに納付がなかつたため督促状を送付したが、現在も納付に至っていない。
2) 取得用地に未登記のものがあった。	2) (発生原因の検証結果) 今年度、過年度分187筆のうち2筆を、合和元年度分46筆のうち38筆を12月上旬までに解消した。 (今後の対応策等) 「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組む。

監査対象機関	農政部 賦南農務事務所
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年4月20日～22日、6月3日
監査の結果	講じた措置
(指掌事項) 1件(財産1)	
1) 取得用地に未登記のものがあった。	1) (今後の対応策等) 令和元年度分のうち1筆については処理済である。 令和元年度分の残る5筆については、相続が発生し相続人からの登記承諾書等が必要となっているため、引き続き関係機関の協力を得ながら、解消に向けて鋭意調整しているが、今年度中には未登記が解消される見込みである。 また、過年度分については、未登記原因の調査を行うとともに原因に応じた対策を講じ、その解消に努めている。 今後も「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組んでいく。
未登記筆数 合和元年度分 過年度分	187筆 46筆 146筆
(指掌事項) 1件(契約(重点事項) 1)	
1) 業務委託契約に、次のとおり不備があつた。	1) (発生原因の検証結果) ①情報セキュリティ対策が必要な業務委託の経験が初めてであり、また受託業者が再委託する際の県への報告義務が契約書の特記事項に記載されていることを把握していないか。
未登記筆数 合和元年度分 過年度分	5筆 146筆

<p>ユリティに関する特記事項に、受託業者は、発注者は、受託業務を再委託するときは、発注者である山梨県知事に対して、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならない、また、再委託先事業者は、山梨県知事に対して、再委託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならないとそれぞれ定められているが、履行されていなかった。</p> <p>②単価契約であるやまなし建設業経営多角化支援事業補助金による事前調査委託契約において、契約解除に関する違約金条項に2通りの違約金算出方法の記載があり、明確に規定されていなかった。</p>	<p>（以後の対応策等）</p> <p>①情報セキュリティ対策の必要性を認識し、業務委託者として遵守すべき項目をチェックリスト化した。今後の契約に当たっては、チェックリストを用いて契約事務に遺漏がないようとしていく。</p> <p>②今年度はこの委託契約を行っていないため、単価契約を行っている他の契約書について点検を行い、適切な規定になっていることを確認した。今後単価契約を締結する際には、契約解除による違約金算出方法が不明確にならないよう十分留意する。</p>						
<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>県土整備部 治水課</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和2年7月21日、8月20日</td> </tr> </table>	監査対象機関	県土整備部 治水課	監査対象期間	令和元年度	監査実施日	令和2年7月21日、8月20日	<p>監査の結果</p> <p>講じた措置</p>
監査対象機関	県土整備部 治水課						
監査対象期間	令和元年度						
監査実施日	令和2年7月21日、8月20日						
<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>県土整備部 道路整備課</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和2年7月16日、8月19日</td> </tr> </table>	監査対象機関	県土整備部 道路整備課	監査対象期間	令和元年度	監査実施日	令和2年7月16日、8月19日	<p>監査の結果</p> <p>講じた措置</p>
監査対象機関	県土整備部 道路整備課						
監査対象期間	令和元年度						
監査実施日	令和2年7月16日、8月19日						
<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>県土整備部 治水課</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和2年7月21日、8月20日</td> </tr> </table>	監査対象機関	県土整備部 治水課	監査対象期間	令和元年度	監査実施日	令和2年7月21日、8月20日	<p>監査の結果</p> <p>講じた措置</p>
監査対象機関	県土整備部 治水課						
監査対象期間	令和元年度						
監査実施日	令和2年7月21日、8月20日						

納期限までに納付がなかつたため督促状を送付したが、現在も納付に至っていない。

（以後の対応策等）

全ての相手方が民事調停を申し立てているため、今後は司法手続きにおいて債権回収に努めていく。

<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>県土整備部 道路管理課</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和2年7月13日、8月19日</td> </tr> </table>	監査対象機関	県土整備部 道路管理課	監査対象期間	令和元年度	監査実施日	令和2年7月13日、8月19日	<p>監査の結果</p> <p>講じた措置</p>
監査対象機関	県土整備部 道路管理課						
監査対象期間	令和元年度						
監査実施日	令和2年7月13日、8月19日						
<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>県土整備部 都市計画課（下水道室）</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和2年7月15日、8月20日</td> </tr> </table>	監査対象機関	県土整備部 都市計画課（下水道室）	監査対象期間	令和元年度	監査実施日	令和2年7月15日、8月20日	<p>監査の結果</p> <p>講じた措置</p>
監査対象機関	県土整備部 都市計画課（下水道室）						
監査対象期間	令和元年度						
監査実施日	令和2年7月15日、8月20日						
<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>県土整備部 道路管理課</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和2年7月13日、8月19日</td> </tr> </table>	監査対象機関	県土整備部 道路管理課	監査対象期間	令和元年度	監査実施日	令和2年7月13日、8月19日	<p>監査の結果</p> <p>講じた措置</p>
監査対象機関	県土整備部 道路管理課						
監査対象期間	令和元年度						
監査実施日	令和2年7月13日、8月19日						
<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>県土整備部 都市計画課（下水道室）</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和2年7月15日、8月20日</td> </tr> </table>	監査対象機関	県土整備部 都市計画課（下水道室）	監査対象期間	令和元年度	監査実施日	令和2年7月15日、8月20日	<p>監査の結果</p> <p>講じた措置</p>
監査対象機関	県土整備部 都市計画課（下水道室）						
監査対象期間	令和元年度						
監査実施日	令和2年7月15日、8月20日						

②公園費負担金 過年度分 先数 1件 42,921,589円	納期限までに納付がなかつたため督促状を送付したが、現在も納付に至っていない。 ②都市公園法の規定に基づき、原因者に対する原因者負担金を調定したもの。督促状を送付したが、現在も納付に至っていない。
監査対象機関	県土整備部 建築住宅課（住宅対策室）
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月17日・8月20日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 3件(収入1、契約2) ① 賃入について、次のとおり収入未済があつた。 ① 県営住宅使用料 過年度分 合計 343,495,655円 令和元年度分 合計 先数 909件 367,662,945円 ② 県営住宅駐車場使用料 過年度分 合計 2,926,200円 令和元年度分 合計 先数 211件 4,297,400円 ③ 県営住宅破損賠償金 過年度分 先数 23件 500,900円 過年度分 先数 15件 1,210,450円 合計 先数 15件 1,100,450円 ⑤ 県営住宅明渡し請求不履行に係る損害賠償金 過年度分 先数 4件 1,641,366円	1) (発生原因の検証結果) ① 県営住宅使用料 督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼など滞納解消に努めているが、使用料未済となつた。 ② 県営住宅駐車場使用料 督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出し、連帶保証人への納入協力依頼など滞納解消に努めているが、使用料未済となつた。 ③ 県営住宅破損賠償金 相当な期間が経過した債権であり、処理に時間が要している。 ④ 無断退去者の退去修繕費 債務者が居所不明であるなど回収が非常に困難である。 ⑤ 県営住宅明け渡し不履行損害賠償金 相当な期間が経過した債権であり、処理に時間を要している。
(今後の対応策等)	① 県営住宅使用料 督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼及び督促、滞納6ヶ月の者に対する契約解除通告等を行ない、滞納の解消に努めている。平成24年度からの取組みとして滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。 今後も、悪質な長期滞納者に対しては、契約を解除し、明渡しを求めるなど、厳正に対応していく。 県営住宅使用料と同様に平成28年3月より収納率向上につながる24時間納付可能なコンビニ受取を開始するなどし、督促の強化を図っている。 平成29年度からは、弁護士委託に連帯保証人への督促・回収業務を追加、平成30年度、令和元年度においては催告書・督促状書面の見直しを行い、来京した滞納者は、福祉保健部局の支援制度につながるよう相談に応じるなど、更なる徴収強化に取り組んでいる。 一方、時効の援用がなされた債権については、適正に不動産権処理を進めていくとともに、権利放棄の判断基準に該当する債権について調査を行い権利放棄も検討する。 ② 県営住宅駐車場使用料 滞納者に対しては督促状の発付や滞納整理ローラー作戦の実施等により滞納の解消に努めている。平成24年度からの取組みとして滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。 今後も、悪質な长期滞納者に対しては、契約を解除し、明渡しを求めるなど、厳正に対応していく。 県営住宅使用料と同様に平成28年3月より収納率向上につながる24時間納付可能なコンビニ受取を開始するなどし、督促の強化を図っている。 ③ 県営住宅破損賠償金 県営住宅を退去する際の入居者負担の修

月議会から原則毎議会毎に訴えの提起を行ない、「滞納家賃の支払いと住宅の明渡しを求める訴訟」を提起し、長期滞納及び不良債権の抑制に取り組んでいる。(平成21年度からは知事専決となり、議会へは報告となっている。) 平成26年度からは、訴訟対象者(悪質な者に限る。)の滞納月数を9ヶ月以上から6ヶ月以上として取り組んでいるところである。 平成25年度から、從来の民間債権回収会社では出来なかつた、督促・回収業務も委託内容に含めた県営住宅退去者滞納家賃等回収業務を弁護士に委託した。また、再任用職員も配置して督促強化などを実施する中で、債権回収に取り組んでいる。
--

繕費未納に係る賠償金であるが、相当期間

が経過した債権であり、債務者が居所不明であるなど、回収が非常に困難であったが、追加調査を実施したところ、26年度までに27名中5名の所在が確認でき、そのう

3) 単価契約である宅地建物取引士証交付事務委託契約書において契約解除に関する違約金条項が、単価契約のものとなつてないかった。	3) (発生原因の検証結果) 毎年、通常の業務委託の契約書を流用したり、内容で契約締結しており、内容を検証するのを怠っていた。 (今後の対応策等)
---	---

	令和2年度の委託契約から、単価契約に変更した違約金条項に改めた。
--	----------------------------------

2) 山梨県特定公共賃貸住宅及び山梨県准特定優良賃貸住宅の管理に関する協定書において、山梨県當任住宅等管理業務仕様書1.1-(1)-(II)業務の手順③で提出することとされている、各種保守管理業務実績報告書が提出されていなかつた。	2) (発生原因の検証結果) 保守管理業務の実績について、実績報告書以外の書類により実績を確認していたが、実績報告書として提出を受ける必要があることについて把握していなかつたため、提出を受けなかつた。また、実績報告書の様式も定めていなかつた。 (今後の対応策等) 毎年度、提出を受けている山梨県特定公共賃貸住宅及び山梨県准特定優良賃貸住宅管理業務委託実績報告書に各種保守管理の実績を記載することとし、実績の確認をするこ
---	--